

# 工場・事業場に対する騒音・振動の規制について

彦根市市民環境部生活環境課

## 騒音規制法による規制

### 1. 指定地域（彦根市告示第56号 平成19年3月22日）

騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、騒音規制法に基づき彦根市全域が指定地域となっています。この指定地域は4つの区域に区分されており、都市計画用途地域との関係は次のとおりです。

区域	用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第3種区域	近隣商業区域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域、工業専用地域

用途地域については、「彦根まっぷ」から確認することができます。

### 2. 特定施設

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設を特定施設といい、政令で11種類が定められています。定められている特定施設は別紙のとおりとなります。これらの施設を設置する工場又は事業場を特定工場等といい、規制の対象としています。

### 3. 規制基準（彦根市告示第57号 平成19年3月22日）

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界線において次の規制基準を遵守しなければなりません。

（単位：デシベル）

	朝 午前6時～午前8時	昼間 午前8時～午後6時	夕方 午後6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

第2種、第3種及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50mの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

#### 4. 届出

指定地域内において、特定施設を設置する、または変更等をしようとする場合は次の届出が必要となります。

種類	内容	届出	届出期限
設置	新規 特定施設を初めて設置する場合	特定施設設置届	設置工事開始の30日前まで
	使用 既存の施設が法改正等により特定施設に該当するようになった場合	特定施設使用届	改正された法令の施行後30日以内
変更	数等 特定施設の種類ごとの数を変更する場合 (直近の届出数の2倍を超える場合)	特定施設の種類ごとの数変更届	変更に係る工事開始の30日前まで
	防止方法 騒音の防止方法を変更する場合	騒音の防止の方法変更届	
	氏名等 届出者の氏名、住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場・事業場の名称、所在地等の変更があった場合	氏名等変更届	変更があった日から30日以内
廃止	すべての特定施設を廃止した場合	特定施設使用全廃届	廃止した日から30日以内
承継	届出者からの譲り受け、会社の合併・統合等により、届出に係る特定施設を承継した場合	承継届	承継があった日から30日以内

- ・設置、変更における必要書類は①届出様式、②騒音の防止の方法を記載した書面および図面、③付近の見取り図および配置図、④特定施設の能力などがわかる書類、⑤特定施設の一覧表(状況に応じて)、⑥その他必要とする書類、となります。
- ・氏名等の変更、廃止、承継における必要書類は①届出様式、②その他必要とする書類、となります。
- ・正本1部、副本1部の計2部提出してください。
- ・届出期限を過ぎた場合は、遅延理由書(任意様式)を提出してください。

#### 5. 電気・ガス工作物の取り扱い

電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物または鉱山保安法に規定する建設物等である特定施設については、電気事業法、ガス事業法または鉱山保安法の規定が適用されるため、特定施設の各種届出、計画変更に関する勧告・命令の規定は適用されません。なお、敷地境界での規制基準は遵守しなければなりません。

# 振動規制法による規制

## 1. 指定地域（彦根市告示第60号 平成19年3月22日）

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、振動規制法に基づき彦根市全域が指定地域となっています。この指定地域は3つの区域に区分されており、都市計画用途地域との関係は次のとおりです。

区域	用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第2種区域（Ⅰ）	近隣商業区域、商業地域、準工業地域
第2種区域（Ⅱ）	工業地域、工業専用地域

用途地域については、「彦根まっぷ」から確認することができます。

## 2. 特定施設

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設を特定施設といい、政令で10種類が定められています。定められている特定施設は別紙のとおりとなります。これらの施設を設置する工場又は事業場を特定工場等といい、規制の対象としています。

## 3. 規制基準（彦根市告示第61号 平成19年3月22日）

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界線において次の規制基準を遵守しなければなりません。

（単位：デシベル）

	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第1種区域	60	55
第2種区域（Ⅰ）	65	60
第2種区域（Ⅱ）	70	65

第2種、第3種及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50mの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

## 4. 届出

指定地域内において、特定施設を設置する、または変更等をしようとする場合は次の届出が必要となります。

種類		内容	届出	届出期限
設置	新規	特定施設を初めて設置する場合	特定施設設置届	設置工事開始の30日前まで
	使用	既存の施設が法改正等により特定施設に該当するようになった場合	特定施設使用届	改正された法令の施行後30日以内
変更	数等	特定施設の種類および能力ごとの数を変更する場合（直近の届出数、能力を超える場合）	特定施設の種類ごとの数変更届	変更に係る工事開始の30日前まで
	防止方法	振動の防止方法を変更する場合	振動の防止の方法変更届	
	氏名等	届出者の氏名、住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場・事業場の名称、所在地等の変更があった場合	氏名等変更届	変更があった日から30日以内
廃止	すべての特定施設を廃止した場合	特定施設使用全廃届	廃止した日から30日以内	
承継	届出者からの譲り受け、会社の合併・統合等により、届出に係る特定施設を承継した場合	承継届	承継があった日から30日以内	

- ・設置、変更における必要書類は①届出様式、②振動の防止の方法を記載した書面および図面、③付近の見取り図および配置図、④特定施設の能力などがわかる書類、⑤特定施設の一覧表（状況に応じて）、⑥その他必要とする書類、となります。
- ・氏名等の変更、廃止、承継における必要書類は①届出様式、②その他必要とする書類、となります。
- ・正本1部、副本1部の計2部提出してください。
- ・届出期限を過ぎた場合は、遅延理由書（任意様式）を提出してください。

#### 5. 電気・ガス工作物の取り扱い

電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物または鉱山保安法に規定する建設物等である特定施設については、電気事業法、ガス事業法または鉱山保安法の規定が適用されるため、特定施設の各種届出、計画変更に関する勧告・命令の規定は適用されません。なお、敷地境界での規制基準は遵守しなければなりません。

各届出様式については、下記URLのページからダウンロードできます。

騒音の規制について

<[https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shimin\\_kankyo/5/2\\_2/7/3799.html](https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shimin_kankyo/5/2_2/7/3799.html)>

振動の規制について

<[https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shimin\\_kankyo/5/2\\_2/7/3800.html](https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shimin_kankyo/5/2_2/7/3800.html)>

問い合わせ先

彦根市役所 市民環境部 生活環境課

〒522-8501 彦根市元町 4-2

TEL : 0749-30-6116

FAX : 0749-27-0395

E-mail : [kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp)

騒音特定施設一覧 騒音規制法施行令 別表第1より

項	施設名	規模
1	金属加工機	
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン(ロール式に限る)	原動機の定格出力が3.75kW以上
	ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く)	
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が30重量t以上
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ プラスト (タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く)	
	ヌ タンブラー	
	ル 切断機(といしを用いるものに限る)	
2	空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上 (※)
3	土石用または、鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上
4	織機(原動機を用いるものに限る)	
5	建設用資材製造機	
	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る)	
	ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)	
6	穀物用製粉機(ロール式に限る)	原動機の定格出力が7.5kW以上
7	木材加工機	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上
	ハ 碎木機	
	ニ 帯のご盤	製材用は原動機の定格出力が15kW以上 木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上
	ホ 丸のご盤	同上
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上
8	抄紙機	
9	印刷機器(原動機を用いるものに限る)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機(ジョルト式に限る)	

※冷凍機の圧縮機を除く。エアコン室外機の圧縮機については日本標準商品分類上、冷凍機に分類されるため届出対象外。(ただし、冷凍機及びエアコン室外機の送風機については原動機の定格出力が7.5キロワット以上の場合、騒音規制法による特定施設の届出が必要。)

振動特定施設一覧 振動規制法施行令 別表第1より

項	施設名	規模
1	金属加工機	
	イ 液圧プレス(矯正プレスを除く)	
	ロ 機械プレス	
	ハ セン断機	原動機の定格出力が1kW以上
	ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上
2	圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)	原動機の定格出力が7.5kW以上 (※)
3	土石用または、鋳物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上
4	織機(原動機を用いるものに限る)	
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上
	コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機	原動機の定格出力の合計が10kW以上
6	木材加工機	
	イ ドラムバーガー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上
7	印刷機器	原動機の定格出力が2.2kW以上
8	ゴム練用または、合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く)	原動機の定格出力が30kW以上
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機(ジョルト式に限る)	

※冷凍機を除く。エアコン室外機の圧縮機については日本標準商品分類上、冷凍機に分類されるため届出対象外。